

一般社団法人日本ラクロス協会 肖像権の取扱規程

第1条 [目的]

本規程は、一般社団法人日本ラクロス協会（以下、「本協会」という）が運用する会員登録システムに登録する選手・スタッフ・コーチ・審判・賛助会員・協力会員・特別会員（以下、まとめて「JLA 会員」という）の肖像権（プライバシー権・パブリシティ権）の取扱い等について必要な事項を定めるものとする。本規程は、本協会の定款第5条に定める事業目的のもと、以下の精神に則り定める。

- （1）JLA 会員の肖像権（プライバシー権）を保護する。
- （2）本協会の肖像権（パブリシティ権）を保護する。

第2条 [用語の定義]

本規程で用いる用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- （1）本事業とは、本協会が主体的に運営する行事・大会・練習会・遠征・セミナー等をいう。
- （2）JLA 会員とは、本協会会員登録システムに登録した、選手・スタッフ・コーチ・審判・賛助会員・協力会員、特別会員のことをいう。
- （3）加盟チームとは、本協会日本学生ラクロス連盟、日本クラブチーム連盟に加盟しているチームをいう。
- （4）肖像とは、個人の動画・静止画・氏名・ニックネーム・役職名・音声等をいう。
- （5）肖像権（プライバシー権）とは、「承諾なしに、肖像をみだりに撮影もしくは記録され、または撮影もしくは記録された肖像を公表されない権利」をいう。
- （6）肖像権（パブリシティ権）とは、「その人物に備わっている、顧客吸引力を中核とする経済的な価値（パブリシティ価値）を保護する権利」をいう。

第3条 [肖像の管理]

本協会は、次条以下に定める範囲で、本協会の肖像権（パブリシティ権）および JLA 会員の肖像権（プライバシー権）を排他的に支配する権利を有し、適正に管理する。

第4条 [本協会の肖像権（パブリシティ権）]

JLA 会員は、本協会が保有する肖像権（パブリシティ権）その他の法的権利・利益を侵してはならない。

第5条 [本協会による肖像の利用]

1. JLA 会員は、本協会が次の各号の行為を行うこと、または、本協会が加盟チーム、企業・団体・報道機関等その他の第三者に対し、次の各号の行為を行うことを許可することを了承する。

- （1）本事業において、JLA 会員の肖像を撮影し、または記録すること。
- （2）前号により撮影または記録した肖像を大会パンフレット・機関誌・新聞・雑誌・ホームページ・SNS 等に掲載すること、テレビ・インターネットで放映すること、広告・宣伝に利用すること、商品化することなど、営利非営利を問わず利用すること。
- （3）企業 CM 等の使用の際、第1号により撮影または記録した肖像を含む画像・映像の編集/加工をすること。
- （4）第1号により撮影または記録した肖像を有償で第三者に譲渡すること。

2. JLA 会員は、前項による肖像の利用について、本協会に対し名目の如何を問わず一切の対価を請求しない。

3. 現・過去の JLA 会員は、第1項第1号により撮影または記録した肖像に対し、誹謗中傷、脅迫、風評被害、SNS 炎上、マスメディアによる報道被害、ストーカー被害が認められるなど正当な理由がある場合、事前または事後に本協会にその利用の制限、停止その他適当な措置を求めて申し立てをすることができ、

本協会は、その申立てが本規程に反するなど、JLA 会員のプライバシー保護等の観点からその申立てを正当と認めるときは、その利用を制限、停止その他適当な措置を講じる。

【肖像制限、停止の申請先】

JLA 公式 WEB 内「協会へのお問い合わせ」<https://www.lacrosse.gr.jp/contact/contact-others/>より、①申請者名（肖像本人に限る）②対象の肖像③利用制限、利用制限、停止等の申請理由を入力の上、申請ください。

第6条 [JLA 会員による肖像の利用]

本事業において本協会が撮影・記録した肖像について、JLA 会員が、自ら、または加盟チーム内において、その利用を希望する際は、所定の申請方法によって本協会の利用許諾を得て、利用することができる。

【肖像利用の申請先】

JLA 公式 WEB 内「写真や映像の貸し出し」<https://www.lacrosse.gr.jp/media/>より、取材申請書にて申請ください。

第7条 [本規程の承諾]

JLA 会員は、本協会会員登録システムへの登録により、本規程を承諾したものとする。

第8条 [権利の侵害]

本協会と JLA 会員は、本規程に反する肖像権（プライバシー権・パブリシティ権）の利用、第三者による肖像権（プライバシー権・パブリシティ権）を侵害する行為その他の紛争に対して、必要に応じて共同して対処するものとする。

第9条 [本規程に属さない事項]

本規程に定めのない事項が発生した場合は、原則として本協会事務局で協議を行ったのち、理事会によりその対応を決定するものとし、JLA 会員は本協会の決定に従うものとする。

第10条 [適用]

本規程と、JLA 会員が所属する加盟チーム等の肖像権（プライバシー権）に関する規程とが、異なる事項を定めたときは、本規程の定めが優先して適用される。

第11条 [改廃]

本協会は、必要があると認めるときは、いつでも本規程の全部または一部を改訂し、または廃止することができるものとする。本規程が改訂された場合は、以降、改訂前に撮影または記録された肖像も含めて、改訂後の本規程が適用されるものとする。

第12条 [違反時の措置]

JLA 会員が本規程に違反したときは、本協会は、損害賠償請求等の法的措置、その他本協会が相当と認める措置を取ることができる。

附則

本規程は、2020 年 12 月 19 日より施行する。